

令和 7 年度 5 月定例委員会

○ 日時：令和 7 年 5 月 3 0 日(金) 9：00～（議事）

○ 場所：梶原町役場 2 階 議場（大会議室 1）

出席：農業委員 中平紀善・上田和弘・谷川恵美・中岡勝寿・押川収一
推進委員 久岡健一・岡林勝・中平勝也・高橋亀一郎・川上厚志
事務局 那須係長・宮岡慎太郎・中平知砂
欠席 大川事務局長

事務局 皆さんおはようございます。
本日、全員の方が出席となりましたので、只今から 5 月の定例会を始めさせていただきます。
中平会長、ご挨拶のほどよろしくお願いいたします。

中平会長 皆さんおはようございます。
本日は雨模様となりましたが委員の皆様におかれましては、ご多用中の所、ご出席を頂きまして、5 月の定例会が開催されます事を厚くお礼申し上げます。
今月も残り 1 日となりましたが、田植の最盛期となりまして大部分の田植が終了したと思います。
また、連日テレビや新聞等で報道されています米の高騰ですが、小泉大臣も備蓄米に対し奮闘している所です。
消費者にとっては安い米が良い訳ですが生産者から見ると今まで位の価格が妥当と思われます。
農家からみると再生産価格の意欲を保つことが出来るか、消費者には安心して提供することが出来るかが問題になってきています。
今後は、小泉大臣の奮闘を期待する所で御座います。
米問題はこれからも続くと思いますが、私たちも安心して米作りが出来ることを期待するものです。
さて本日の案件につきましては 1 件ですが、引き続き担い手協議会も開催されますので、よろしくお願い申し上げ開会の挨拶とさせていただきます。
それでは本日の議事録署名員につきましては、中岡委員さんと押川委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書についてですが、1 件目から 3 件目につきまして●●と関係しますのでしばらくの間、●●におかれましては退席のほどよろしくお願いいたします。
第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について 4 件御座い

	ますが、1 件目から 3 件目まで同じ方なので一括して説明を願います。
事務局	第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について 貸人： 借人： 申請地： まず初めに●●のご紹介ですが栽培履歴は 25 年間で有機栽培を中心に経営を行っています。また●●も一緒に耕作されています。 この土地は過去に利用権設定をしておりましたが、貸借期間が終了し再度貸借を結ぶという事で申請が出ています。 申請場所につきましては●●が●●の宅地ですが、その周りを囲むように申請地があります。 ●●につきましては水稻を栽培しています。 ●●につきましては半分は農業用資材置き場、もう半分はカボチャを栽培する予定です。 ●●につきましてはユズやスモモなどの果樹を植える予定です。 2 件目 貸人： 借人： 申請地： 半分はハウスが建っており残りは露地栽培です。 今後は、露地では麦と玉ねぎを栽培し、ハウスでは野菜を作る予定です。 3 件目 貸人： 借人： 申請地： 10 年間の貸借権の設定です 手前の方は農業用機械倉庫で今後も野菜を栽培する予定です。 現地確認につきましては中平推進員さんにご同行して頂いております。 中平推進委員、ご意見はありませんか。

中平推進員	道路の脇にあるハウスですので目につきやすいのですが、有機農法という事であまり多くの野菜は見えませんが作っています。 また、●●と●●は●●で●●の時は一緒だった土地が子供たちに分けたものです。
中平会長	●●は年間を通じて直販所などに出荷されていますか。
事務局	ジャムなども含め年間を通じて出荷しています。
中平会長	他に皆さん方でご意見はございませんか。 ないようですので第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請書について1件目から3件目までご承認頂ける方の挙手をお願いします。 全員挙手です。 ●●の入室を求めます。 続きまして4件目につきまして事務局より説明を求めます。
事務局	4件目 譲渡人： 譲受人： 申請地： 現在、上の畜舎に入る農道となってコンクリート舗装されています。 目的としては、農道を通して牛舎に行く道として活用されるということで、少し特殊な案件ではありますが、今後も畜産業を続けていくということで所有権移転の申請が出ております。 現地確認につきましては高橋推進員さんに同行して頂きました。 何かご意見は御座いませんか。
高橋推進員	家の登り口であり、農道を通過して帰っている訳で農道として判断できると思います。
中平会長	現在、コンクリート舗装され農道として利用されている様です。
押川委員	畜産業も農地法における農業に当たりますか。
事務局	畜産業も農業と言う観点から判断して畜舎に入る農道として3条を申請させて頂いております。
中平会長	畜産も農業といった観点もありますが、耕作しているから農地といった意見もあると思います。 しかし、そこは農業として認めなければならないと思います。
押川委員	非農地での移転となると期間がどうですか。
事務局	人口工物20年の期間となると年が足りない状況です。
中平会長	他に皆さん方でご意見はございませんか。

	ないようですので第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書についての 4 件目についてご承認頂ける方の挙手をお願いします。 全員挙手です。 以上をもちまして本日ご提案させて頂ける議案につきましては終了とさせていただきます。 その他の件について事務局から何か有りませんか。
事務局	今年 3 月に策定された地域計画に対してアンケートにご協力をお願いいたします。 来月の日程ですが 6 月 27 日金曜日で時間は 9 時からお願いします。
中平会長	他に何かご意見はありませんか。 ないようですので以上で 5 月の農業委員会定例会を終了します。 引き続き担い手協議会を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。
	議事録署名員 中平 勝新 押印 収一